

2016年1月29日
日 本 銀 行

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」の
全面改正等について

日本銀行は、平成28年1月28・29日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）を別紙1のとおり全面改正すること。
2. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」（平成22年10月5日決定）を別紙2のとおり全面改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)
廣 瀬 (03-3277-1634)

「補完当座預金制度基本要領」 (全面改正)

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、当座勘定における預り金（以下「当座預金」という。）および準備預り金に対して行う付利に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先

以下のいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

(1) 準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号。以下「法」という。）第2条第1項に定める指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）であること。

(2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関等（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関等をいう。）であること。

3. 対象となる預金

当座預金および準備預り金（以下「対象預金」という。）とする。

4. 適用利率

(1) 付利を行う積み期間（法第7条第3項に規定する1月間をいう。以下「付利対象積み期間」という。）における対象預金の平均残高のうち、法定準備預金額（法第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。以下同じ。）に満つるまでの金額については、年0%とする。

(2) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、平成27年1月16日を起算日とする積み期間（法第7条第3項に規定する1月間をいう。以下同じ。）から同年12月16日を起算日とする積み期間までの期間（以下「基準期間」という。）における対象預金の平均残高（以下「基準平均残高」という。）から、付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）に満つるまでの金額については、年+0.1%とする。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、次のイ. およびロ. の合計金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 基準平均残高に別に定める一定比率（以下「基準比率」という。）を乗じた金額

ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）および「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日付政委第36号別紙1.）に基づく借入れ（円建てのものに限る。）の平均残高

(4) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額、(2)の金額および(3)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）については、年-0.1%とする。

5. 利息の計算方法

(1) 各対象先について、付利対象積み期間ごとに、4. に定める適用利率に基づき利息を計算する。

(2) 対象先が保有する現金の付利対象積み期間における残高が、基準期間における残高から大きく増加したと日本銀行が認める場合には、日本銀行が定める金額（保有現金増加額等）を、4. (3) の金額、4. (2) の金額から、順次控除し、控除した金額の合計金額を4. (4) に定める金額に加える。

6. 基準比率の見直し

4. (3) イ. に定める基準比率は、当初は0とし、対象先全体の対象預金の残高の増減を踏まえて、適宜見直すものとする。

(附則)

この全面改正は、平成28年2月16日から実施する。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について」
(全面改正)

当分の間、下記1. から4. までの利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0%とする。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙1.) 6. (1)ロ. に定める固定金利方式における貸付利率
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙1.) 6. (1) に定める貸付利率
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(平成22年6月15日付政委第51号別紙1.) 6. (1) に定める貸付利率
4. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙2.) 5. (3) および6. (2) に定める貸付利率

(附則)

1. この全面改正は、平成28年2月16日から実施する。
2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」および「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するため

の資金供給基本要領」に基づく貸付けのうち、次に掲げる貸付けに適用する貸付利率については、それぞれ次に定める日以降、年0%とする。

- (1) 平成28年2月16日以降に、貸付先の希望による期日前返済ができる日が到来した貸付け

平成28年2月16日以降で、貸付先の希望による期日前返済ができる日

- (2) 平成26年3月31日以前に当初貸付を実行し、平成28年2月16日以降に、当初貸付実行または借り換えの日から約1年または約2年を経過した貸付け

平成28年2月16日以降で、当初貸付実行または借り換えの日から約1年または約2年を経過した日